

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について (花咲ふくい農業協同組合)

農林水産省は、花咲ふくい農業協同組合（法人番号：9210005004529）から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

花咲ふくい農業協同組合は、米の乾燥調製作業を新技術を導入した新たな乾燥調製施設に集約し、作業の合理化及び米の品質向上を図るとともに、販売先との事前契約及び米の直接販売の増加を目指します。

2. 事業再編計画の認定

花咲ふくい農業協同組合から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による新たな設備導入等に対する低利融資及び設備投資に対する減価償却の特例を受けることが可能になります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：平成30年12月～終了時期：平成33年12月

4. 申請者の概要

名称：花咲ふくい農業協同組合
代表者：代表理事組合長 富田勇一
所在地：福井県坂井市坂井町上新庄42-19

< 添付資料 >

[花咲ふくい農業協同組合の事業再編計画の概要\(PDF：212KB\)](#)

[認定事業再編計画の内容の公表\(PDF：148KB\)](#)

【お問合せ先】

政策統括官付穀物課米麦流通加工対策室

担当者：田口、吉田

代表：03-3502-8111（内線4779）

ダイヤルイン：03-6744-1392

FAX：03-6744-2523

花咲ふくい農業協同組合の事業再編計画の概要

花咲ふくい農業協同組合は、米の乾燥調製作業を新技術を導入した新たな乾燥調製施設に集約し、**作業の合理化及び米の品質向上**を図るとともに、**販売先との事前契約及び米の直接販売の増加**を目指します。これにより、安定的な集荷、販売及び生産者手取りの向上を実現し、生産者の経営安定・発展につなげることを目指します。

花咲ふくい農業協同組合

老朽化した乾燥調製施設

【現 状】

芦原カントリーエレベーター

坂井カントリーエレベーター

三国カントリーエレベーター

金津カントリーエレベーター

丸岡カントリーエレベーター

【事業構造の変更】

施設・設備の相当程度の撤去及び廃棄

【事業方式の変更】

- ・ 5施設の乾燥調製作業を新たな乾燥調製施設に集約
 - ・ 新施設に冷却装置等新技術を導入
- **乾燥調製作業の合理化及び米の品質向上を図る**

新設する乾燥調製施設

【再編後】

(新) 坂井カントリーエレベーター

【支援措置】

- ・ 日本政策金融公庫による低利融資
- ・ 税制特例（設備投資に係る割増償却）

事業再編計画の主な内容

【農産物流通等の合理化】

- **販売先との事前契約量を228トンから1,740トンに拡大**
- **米の直接販売量を3,800トンから5,800トンに拡大**

【生産性の向上】乾燥調製施設の稼働率を100%に引上げ

【計画の実施時期】平成30年12月～平成33年12月

【労務に関する事項】事業再編に伴う従業員の解雇等はない

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
平成 30 年 12 月 4 日
2. 認定事業再編事業者名
花咲ふくい農業協同組合
3. 認定事業再編計画の目標
 - (1) 事業再編に係る事業の目標
乾燥調製作業を新設した乾燥調製施設に集約することにより、稼働率の向上、作業の効率化及び米の品質向上を目指す。
 - (2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標
 - ① 農産物流通等の合理化に関する数値目標
所有する 5 ヶ所の乾燥調製施設のうち、坂井市にある乾燥調製施設を撤去し、小口除湿乾燥ビン及び小口貯留ビンを導入した乾燥調製施設を新設するとともに、他の 4 ヶ所での乾燥調製作業を新たな乾燥調製施設に集約することにより、稼働率の向上及び作業の効率化を図る。また、新たに取得する施設に冷却装置など新技術を導入することにより、米の品質向上を図る。
また、販売先との事前契約量を平成 29 年 12 月期の 228 トンから平成 33 年 12 月期に 1,740 トンに拡大させるとともに、米の直接販売量を平成 29 年 12 月期の 3,800 トンから平成 33 年 12 月期に 5,800 トンに拡大させることにより、安定的な集荷、販売及び生産者手取りの向上を実現し、生産者の経営安定・発展に寄与する。
 - ② 生産性の向上を示す数値目標
乾燥調製施設 5 ヶ所の乾燥調製作業を 1 ヶ所に集約することにより、稼働率を 42.1% (平成 29 年 12 月期) から 100% (平成 33 年 12 月期) に引き上げる。
 - ③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標
財務内容の健全性の向上に関しては、平成 33 年 12 月期において有利子負債はキャッシュフローの 10 倍以内、経常収支比率は 100% を超える。
4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容
 - (1) 事業再編に係る事業の内容
 - ① 計画の対象となる事業
米穀卸売事業
 - ② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容
(事業の構造の変更)
坂井市乾燥調製施設の一部撤去及び設備の一部廃棄

(事業方式の変更)
所有する 5 ヶ所の乾燥調製施設のうち、坂井市にある乾燥調製施設を撤去し、小口除湿乾燥ビン及び小口貯留ビンを導入した乾燥調製施設を新設するとともに、他の 4 ヶ所での乾燥調製作業を新たな乾燥調製施設に集約することにより、稼働率の向上及び作業の効率化を図る。また、新たに取得する施設に冷却装置など新技術を導入することにより、米の品質向上を図る。

(2) 事業再編を行う場所の住所

花咲ふくい農業協同組合

坂井カンントリーエレベーター 福井県坂井市坂井町上兵庫 73-5

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 30 年 12 月

終了時期：平成 33 年 12 月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第 1 条第 1 項の要件			
	十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄	撤去する施設とその内容 坂井市乾燥調製施設 帳簿価格：10.1 百万円 廃棄期日：平成 32 年 12 月 廃棄比率：6.5% 廃棄する設備とその内容 坂井市乾燥調製施設の設備 帳簿価格：3.0 百万円 廃棄期日：平成 32 年 12 月 廃棄比率：10.3%	—
法第 2 条第 5 項第 2 号の要件			
	農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農産物の生産又は販売の効率化	所有する 5 ヶ所の乾燥調製施設のうち、坂井市にある乾燥調製施設を撤去し、小口除湿乾燥ビン及び小口貯留ビンを導入した乾燥調製施設を新設するとともに、他の 4 ヶ所での乾燥調制作業を新たな乾燥調製施設に集約することにより、稼働率の向上及び作業の効率化を図る。また、新たに取得する施設に冷却装置など新技術を導入することにより、米の品質向上を図る。	法第 25 条第 1 項(株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け) 租税特別措置法第 46 条の 2（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）